

# 群馬県立女子大学ハラスメント等人権侵害に関する相談に対応するための指針

平成30年4月1日制定

## 第1 趣旨

この指針は、学生等及び教職員からのハラスメント等人権侵害に関する相談（以下「人権相談」という。）に対して、相談内容を正しく把握するとともに適切な対応を行うことを目的として、人権相談員（以下「相談員」という。）の心構えや対応方法を具体的に示すものである。

なお、人権相談員以外の者が相談を受けた場合は、速やかに人権相談員に連絡し対応することとする。

## 第2 基本的な心構え

学生等及び教職員からの人権相談に対応するに当たっては、相談員は、次の事項に留意する必要がある。

- 1 被害者を含む当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持つこと。
- 2 事態を悪化させないために、迅速な対応を心がけること。
- 3 関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること。

## 第3 人権相談の事務の進め方

### 1 人権相談を受ける際の体制等

- (1) 人権相談の対応は、基本的に相談員2名で行うこと。
- (2) 人権相談を受けるに当たっては、同性の相談員が同席するよう努めること。
- (3) 実際に人権相談を受けるに当たっては、その内容を相談を受ける教職員以外の者に見聞きされないよう周りから遮断した場所で行うこと。
- (4) 相談を受けた内容については、速やかに人権委員会委員長へ報告し、必要に応じてその対応について指示を仰ぐこと。

### 2 相談者から事実関係等を聴取するに当たり留意すべき事項

人権相談を行う学生及び教職員等（以下「相談者」という。）から事実関係等を聴取するに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 相談者の求めるものを把握すること。  
将来の言動の抑止等、今後も発生が見込まれる言動への対応を求めるものであるか、又は喪失した利益の回復、謝罪要求等過去にあった言動に対する対応を求めるものであるかについて把握すること。
- (2) どの程度の時間的な余裕があるのかについて把握すること。  
相談者の心身の状態等を踏まえて、人権相談への対応に当たりどの程度の時間的な余裕があるのかを把握する。

(3) 相談者の主張に真摯に耳を傾け丁寧に話を聞くこと。

特に相談者が被害者の場合、ハラスメント等人権侵害を受けた心理的な影響から必ずしも理路整然と話すととは限らない。むしろ脱線することも十分想定されるが、事実関係を把握することはきわめて重要であるので、忍耐強く聞くように努める。

(4) 事実関係については、次の事項を把握すること。なお、これらの事実を確認する場合、相談者が主張する内容については、当事者のみが知り得るものか、又は他に目撃者がいるのかを把握すること。

① 当事者（被害者及び加害者とされる者）の間の関係。

② 問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか。

③ 相談者は、加害者とされる者に対してどのような対応をとったか。

④ 監督者等（管理監督の任に当たる者：教員では学部長、学科長、課程長、研究科長、職員では管理部長、次長、学生に対しては学部長、学科長、課程長、研究科長）に対する相談を行っているか。

(5) 聴取した事実関係等を相談者に確認すること。

聞き間違いの修正並びに聞き漏らした事項及び言い忘れた事項の補充のため、聴取事項を書面で示したり、復唱するなどして相談者に確認をする。

(6) 聴取した事実関係については、必ず記録にとっておくこと。

相談者の了解が得られれば、録音等の手段により記録をとっておく。

### 3 加害者とされる教職員又は学生等からの事実関係等の聴取

(1) 原則として、加害者とされる教職員又は学生等から事実関係等を聴取する必要がある。ただし、相談内容の状況等から監督者の観察、指導による対応等が適当な場合も考えられるので、その都度適切な方法を選択して対応する。

(2) 加害者とされる教職員又は学生等から事実関係等を聴取する場合には、加害者とされる教職員又は学生等に対して十分な弁明の機会を与える。

(3) 加害者とされる教職員又は学生等から事実関係等を聴取するにあたっては、その主張に真摯に耳を傾け、丁寧に話を聞くなど、相談者から事実関係を聴取する際の留意事項を参考にし、適切に対応する。

### 4 第三者からの事実関係等の聴取

本学内で行われたとされるハラスメント等人権侵害について、当事者間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分にできないと認められる場合などは、第三者から事実関係等を聴取することも必要である。

この場合、相談者から事実関係等を聴取する際の留意事項を参考にし、適切に対応する。

### 5 相談者に対する説明

人権相談に関し、本学がとった具体的な対応については、相談者に誠実に説明する。

## 第4 問題処理のための具体的な対応例

相談員が人権相談に対応するにあたっては、ハラスメント等人権侵害に関して相当程度の知識を持ち、個々の事例に則して柔軟に対応することが基本となることは言うまでもないが、具体的には事例に応じて次のような対処が方策として考えられる。

## 1 ハラスメント等人権侵害を受けたとする者からの人権相談

### (1) 監督者等に対し、加害者とされる者に指導するよう要請する。

相談員は、ハラスメント等人権侵害のうち、その対応に余裕があると判断されるものについては、監督者等に状況を観察するよう要請し、監督者等は、加害者とされる者の言動のうち問題があると認められる場合には、適宜指導する。

### (2) 相談者に対して助言する。

加害者とされる者が行っている行為がハラスメント等人権侵害に該当すると認められる場合であって、加害者とされる者にその認識がない場合は、相談者が加害者とされる者に対し、その行動がハラスメント等人権侵害に該当することを直接注意することも必要であることを助言する。

### (3) 当事者間の斡旋を行う。

相談者がハラスメント等人権侵害を行った加害者とされる者に謝罪を求めている場合において、加害者とされる者も自らの言動について反省しているときには、相談員は、相談者の要求を加害者とされる者に伝え、謝罪するよう促すなどの斡旋を行う。

### (4) 人事上必要な措置を講じるため、人事当局等との連携をとる。

## 2 ハラスメント等人権侵害との指摘を受けた者が、それに対して納得がいかないとする相談

ハラスメント等人権侵害にあたる行為を行ったとの指摘を受けたが、行っていないので納得がいかないとする相談が、相談員にあった場合には、この相談者（ハラスメント等人権侵害を行ったとの指摘を受けた者）に対し、「周囲の者が尊厳を損なわれたと感じる以上は、ハラスメント等人権侵害にあたる可能性がある」旨を話し、納得を得るよう努める。

## 3 第三者からの人権相談

第三者からハラスメント等人権侵害にあたるのではないかとの相談があった場合には、当事者から事情を聞き、その事実がハラスメント等人権侵害であると認められる場合には、監督者を通じ、又は相談員が直接に注意を促す。

## 第5 学生等の保護者等からの人権相談について

学生等の保護者等からの人権相談についても、これらの事項に留意し、行うこと。

## 第6 この指針の改廃は、人権委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。